

企業会計基準委員会 御中

日本商工会議所
産業政策第一部

「収益認識に関する論点の整理」に対する意見について

標記の件につき、下記のとおり意見を提出いたします。今回の見直しによって、非上場企業の活力強化を損なうことがないよう、特段のご配慮をお願いいたします。

記

「収益認識に関する論点の整理」に関し、「通常の商品販売の収益認識」の見直しにおいて、「出荷基準」が認められなくなる可能性があるが、多くの非上場企業が「出荷基準」を活用していることから、実務に与える影響は非常に大きいと言える。今回の見直しによって、会計処理上および税制上、出荷基準が廃止されることになると、顧客からの到着・検収情報の入手やシステムの変更など、企業は煩雑かつ過重な事務的・金銭的な負担を強いられ、企業経営が大いに阻害される恐れがある。

そもそも、非上場企業は、海外からの資金調達の必要性が乏しく、利害関係者は国内の株主、債権者、取引先など限定的であることなどから、コンバージェンスの名のもとに、非上場企業まで会計の国際化の影響を及ぼすことには大いに問題がある。

また、「出荷基準」は、わが国の商慣行・実務慣行に密着した、企業とりわけ非上場企業の事務コストを低減させることができる貴重な基準であるが、今回の見直しによって、コンバージェンスの便益をほとんど受けない非上場企業に対し、徒にコストを増大させるのは不合理である。

さらに、多くの非上場企業では、会計・納税事務負担の軽減の観点から主に税法を念頭に置いた会計処理を行っていることが多いが、確定決算主義のもと、会計基準の変更に伴い税法の改正が行われてきている中、今回の見直しによって、税法において、出荷基準が廃止されることになると、多大なコスト負担が発生し、経営に悪影響が生じる懸念がある。

以上のことから、「通常の商品販売の収益認識」について、海外からの資金調達の必要性が乏しく、利害関係者が国内の株主など限定的な非上場企業においては、これまでの「出荷基準」を適用できるようにすべきである。

仮に、非上場企業に適用されないとしても、今回の見直しによって、企業間の取引慣行や税制が変わることになれば、会計基準を適用する企業だけでなく、その企業の取引先の中小零細事業者にもまで過大な負担が課せられる恐れがあるので、特段の配慮が必要である。

以上